

令和3年分 所得税確定申告及び住民税申告の受付会場を開設します

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

申告期間・受付会場

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

受付会場

九重町役場 **3階 301会議室**

新型コロナウイルス感染対策にご協力ください



- ▶ ご来場の際は必ず『マスクの着用』『入口での手指消毒』をお願いします。
- ▶ 一定時間ごとに空気の入れ替え等を行いますので、**防寒対策**をしてご来庁ください。
- ▶ 例年申告期間中は混み合うことが多くなります。『密』や**不特定多数の方との接触を避けるためにも、郵送やインターネット(スマートフォン・パソコン)を利用してご自身で申告していただくことを推奨**します。会場に直接来られる場合にも、できるだけ短時間で終わらせられるよう、**必要書類を必ずそろえておくこと、収支の内容をまとめておくこと等**、皆様のご協力をよろしくお願いします。

申告が必要な方

※収入が0円の方は、住民税申告書にその旨を記載の上、税務課窓口へ提出をお願いします

- ◆会社で年末調整をしていない方
- ◆事業所得や不動産所得等の各種所得がある方
- ◆源泉徴収票に記載された控除に変更がある方
- ◆医療費控除・寄付金控除等を受ける方 等

申告に必要なもの

- 確定申告のお知らせハガキ
- 本人名義の通帳(口座振替をご希望の際に口座のお届け印が必要な場合があります)
- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、又は、マイナンバー通知カード+運転免許証等)
- 源泉徴収票や支払調書の原本、その他収入のわかる書類
- 事業、不動産、土地、山林、株式等所得がある方は、収支内訳書及び帳簿等関係書類

※領収書の整理・収支内訳書の事前作成をお願いします。

※家畜市場で牛を販売された方は「家畜市場計算書(肉用牛売却証明書)」をご持参ください。

- 各種控除の領収書、証明書、障害者手帳等

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は年金特別徴収の場合は年金の源泉徴収票に記載されています。普通徴収の場合は、証明書を税務課窓口で発行する必要があります。

※国民年金保険料は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付が必要です。ご不明な点は、日田年金機構 日田年金事務所(☎0973-22-6174)へお問い合わせください。

※生命保険料控除や地震保険等の電子的控除証明書等をお持ちの方は、あらかじめ国税庁HPより「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、電子的控除証明書等を書面で出力し、提出(提示)してください。

- 住民税申告書

(受付の結果所得税が発生しない場合必要となります。住民税申告書は印字したものを自宅へ発送しますのでご持参ください)

ご自身で確定申告される場合 または 日田税務署へ行く場合は、11ページをご確認ください